

## 今回のテーマ

### 契約期間の短縮について

経営者が加入している保険として一般的な「定期保険」は、名前のとおり保障される期間が決まっております。しかし、一部の保険会社では加入後に無診査で保険期間を変更することができます。今回は保険期間の短縮について紹介いたします。

期間短縮について、あまり知られていませんが、ぜひご活用ください。

#### 1. 保険料の支払が苦しいから..

そんな時、あなたはどのように思いますか？

まず考えるのは「解約」ではないでしょうか。

解約すると、今後の保険料支払は「0」になりますから楽にはなるのですが、大切な保障はなくなります。そこで、保障額は変えないで保険料を安くする方法を考えてみてはどうでしょうか。

##### 【現在の保険】



#### 2. そんな時には、どうすればいいのでしょうか？

保険料を下げるために、解約すれば保障は「0」、減額すれば保障額は下がってしまいます。そこで70歳まで保障されている今の保険期間を、55歳までに短くすればどうでしょうか？

##### 【変更後】



保障される期間を当面の間とすることで、上記の場合には保険料を約半額にできます。

当面は、このように保険料を抑えておいて、企業状況が好転すれば以前の70歳あるいはそれ以上の保険期間へ期間延長をすればどうでしょうか？

- \* 保険会社により取扱が異なりますので、詳しくは加入の保険会社へお問い合わせください。
    - ・ 保険期間短縮そのものを取り扱わない。
    - ・ 保険期間変更の際は、健康状態の告知(診査)が必要になる。
- など、のケースがあり、上記の例のような変更をできない場合がありますのでご注意ください。

今回は契約内容変更制度「保険期間短縮」を取り上げてみました。実際にご自身の保険について参考にしてみてください。保険料は一例になります。具体的なご相談、シミュレーションに応じますので、お気軽にお声をかけてみてください。